

国民の
皆さまへ



「年金情報流出」を口実にした 犯罪にご注意ください!

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や
「流出した個人情報削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

- 日本年金機構から、この件でお客様に電話やメールで連絡することは、一切ありません。
流出が確認された方は、新しい基礎年金番号を郵送でお知らせします。
- 日本年金機構が、この件でお客様に現金やキャッシュカードを要求することは、一切ありません。
- 日本年金機構が、この件でお客さまにATMの操作をお願いすることは、一切ありません。

ご自分の情報が流出し
ているのでは？など
と、ご心配の方は、下
記専用電話窓口また
はお近くの年金事務
所へご相談ください。

日本年金機構 専用電話窓口(通話料はかかりません) **0120-818211** 受付時間 8:30～21:00 (平日及び土日)

お問い合わせ 那覇年金事務所 ☎855-1122 国保年金課 ☎889-1798

厚生労働省

戦没者等のご遺族の皆様へ 第10回特別弔慰金が支給されます

この度、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正され、遺族のうち一定の要件に該当する方に、第10回特別弔慰金として「額面25万円、5年償還」の記名国債が支給されることとなりました。

○支給対象者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、下の支給順位の先順位のご遺族お一人に支給します。

★支給順位

戦没者の死亡当時のご遺族(戦没者の死亡当時に生まれていたこと。なお、戦没者の子については戦没者の死亡当時の胎児も含まれる。)で、

【第1位】平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

【第2位】戦没者の子

【第3位】戦没者の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者の死亡当時、生計関係を有している事等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。

【第4位】上記の第1位～第3位以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○請求期間

平成30年4月2日まで
(請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

○申請場所 こども課窓口(南風原町役場 1階)

○請求案内通知の送付および、各字の受付指定日について

前回の特別弔慰金(第8回、または第9回特別弔慰金)を南風原町で受給し、現在も南風原町にお住まいの方には、順次請求案内通知を送付します。案内通知には「受付指定日」が記載されていますので、指定された期間に窓口にお越し下さい。

●各字の特別弔慰金受付指定期間予定表

字	受付指定期間	字	受付指定期間	字	受付指定期間
与那覇	受付中	兼城	10月中旬	津嘉山	11月中旬
宮城		本部		山川	12月
大名		喜屋武	10月下旬	神里	
新川	9月中旬	照屋			
宮平					

※7月末現在での予定表です。受付状況などにより、受付指定期間が前後することもありますので、ご了承ください。

※案内通知は受付予定月の初旬頃に送付する予定です。
※通知が届いた場合でも、先順位者が他にいる場合はその方が対象者となります。
※同順位者が複数いる場合には、そのうち一人が代表で受給することになります。同順位の方と相談の上、請求者を決めてください。

前回の特別弔慰金を南風原町以外で受給していた方や、前回の受給者が亡くなっている場合は、送付先の情報がないため、案内通知の発送ができません。
こども課窓口にてご相談下さい。

お問い合わせ こども課 特別弔慰金担当 ☎889-7028

生活困窮者自立相談窓口のご案内

仕事や生活にお困りの方、まずはご相談ください。一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門支援員が寄り添いながら他専門機関と連携して支援を行います。南風原町にお住まいの方は、「南部 就職・生活支援パーソナルサポートセンター」(那覇市泉崎)が相談・支援窓口です。

遠方でセンターまで行けない方や相談しにくい方は、役場こども課で相談が可能です。その場合、役場で相談した後センターへつなぎ、センターが支援する流れとなっています。

●自立相談支援

どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

●就労準備支援

すぐに就労が困難な方に6ヶ月～1年の間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

●住居確保給付金の支給

離職等により住宅を失った又はそのおそれのある方のうち、65歳未満で就職活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を実施します。

●一時生活支援

「自立支援センター事業」等を活用し、一定の住居のない生活困窮者等に対し、一時的な宿泊場所や衣食を提供します。

●就労訓練事業

すぐに一般就労が難しい方へ、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業もあります。

お問い合わせ 「南部 就職・生活支援パーソナルサポートセンター」 那覇市泉崎1-15-10 ☎917-5407
開所日 月曜日～金曜日 開所時間 9時～17時

南風原町役場 こども課 ☎889-7028

成年後見制度とは？

認知症などによって物事を判断する能力が十分でない方に対して本人の権利を守る
援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に守る仕組みです。

後見人等の役割は？

財産の管理や本人にとって不利益な契約の取り消し、介護サービスの契約や入院の契約等を行います。
※ただし、本人の判断能力の程度によって後見人等の権限の範囲は以下のように異なります。



	支援する人	補助人	保佐人	成年後見人
要件	対象者	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けている人
手続開始の	申立権者	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長等(家庭裁判所で申立を行います)。		
	本人の同意	必要	不要	不要
支援する人が与えられる権限	代理権	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人が行うすべての法律行為
	同意権・取消権	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	法律上定められた重要な行為	日常生活に関する行為以外のすべての行為(取消権のみ)

後見人等が必要だが、身よりがいない、または親族があっても音信不通の状況等にある方に対して南風原町では成年後見制度利用支援事業を行っています。

詳しくは 保健福祉課 地域包括支援センター へご相談ください。 ☎889-3534

“争族(相続争い)対策を優先する”

相続税を考えると、節税対策より
争族(相続争い)対策を優先する。
相続争いをする税金が高つく!
(相談は無料)

税理士法人 八幡会計事務所

税理士 八幡 繁信 税理士 浦本 智香子
本店/那覇市寄宮2丁目5番45号 電話(098)854-2440
新都心支店/那覇市安謝2丁目4番18号 電話(098)869-8131

国際標準規格ISO9001:2008認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業)加入会社

地域の不動産業で35年目

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。

since 1981



沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー

南新物産

南風原本店 〒901-1104 南風原町宮平641-7
TEL 098-889-4007 FAX 098-889-4033
http://www.nanchan.co.jp Email hae@nanchan.co.jp



ナンちゃん®

眼鏡のことなら
お任せください。

(有)メガネの平増
度付きサングラスセット
¥9,800~

与那原本店
与那原町字与那原77
☎(098)945-4288

糸満店
糸満市字潮平670-1
☎(098)994-0858
http://hiramasu.ti-da.net/

沖縄の夏に!
UVカット付
HOYAうす型レンズ使用

敷地内の大きくなりすぎた樹木はありませんか?
無造作に伸びてしまった雑草地はありませんか?

樹木の伐採、草刈、除草剤散布 ご用命はぜひ当社へ!

有限会社 那覇造園土木
〒901-0215 豊見城市字渡嘉敷374番地
FAX (098)850-1538

見積り無料
TEL850-1524
那覇造園土木 検索